

施設・機械等の支援補助事業の比較(産地支援タイプの国庫事業)

事業名	強い農業づくり総合支援交付金(産地基幹施設等支援タイプ)	産地生産基盤パワーアップ事業(収益性向上対策)	国庫			水田農業高収益作物導入推進事業(都道府県推進)	
			産地生産基盤パワーアップ事業(国産シェア拡大事業(園芸作物)) ※II需要拡大対策については全国規模の取組のため省略				
			I サプライチェーン強靭化支援	1. 加工・業務用野菜生産育成推進	2. 流通体制合理化整備事業		
(1)サプライチェーン構築化支援	(2)生産体制合理化実践支援						
対象地区	農業振興地域内 低コスト耐候性ハウス、高度環境制御栽培施設等については、農業振興地域外で設置できる場合がある。	農業振興地域内 生産支援事業、高度環境制御栽培施設及び次世代型大規模園芸施設については、農業振興地域外で設置できる場合がある。	設定無し	設定無し	<ul style="list-style-type: none"> 原則として農業振興地域及び生産緑地。 市街化区域(生産緑地を除く。)においても条件により実施可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 原則として農業振興地域及び生産緑地。 市街化区域(生産緑地を除く。)においても条件により実施可能。 	
対象者	県、市町村、農業者の組織する団体等	県、市町村、農業者の組織する団体等	生産者団体	生産者団体	生産者団体	生産者団体、生産者・実需者・地方自治体等から構成される協議会	
対象となる内容(主な要件等)	<ul style="list-style-type: none"> ・整地事業(集出荷貯蔵施設、生産技術高度化施設、農産物処理加工施設等の産地基幹施設など) ・総事業費5,000万円以上 ・受益農業従事者が5名以上 ・集出荷貯蔵施設、生産技術高度化施設、農産物処理加工施設等の産地基幹施設 ・総事業費5,000万円以上 ・受益農業従事者が5名以上 ・品目別に受益面積要件がある。 (露地野菜)10(5)ha、(施設野菜)5(3)ha以上 ※カッコ書きは中山間地域の場合 ・同種・同能力の施設等の更新は対象外 ・品目別に受益面積要件がある。 (露地野菜)10(5)ha、(施設野菜)5(3)ha以上 ※カッコ書きは中山間地域の場合 ・低コスト耐候性ハウス500m以上、高度環境制御栽培施設限なし等の特例あり ・同種・同能力の施設等の更新は対象外 ・環境負荷低減等に係る取組を要件化 	<ul style="list-style-type: none"> 新たに加工・業務用野菜に取組む産地等が、サプライチェーン構築のため必要な生産計画を策定し、実施するため直接必要な経費。 事業対象品目は野菜に限る。 ・実需者のニーズに応じた野菜の品目・品種等に転換し、一定の生産数量を確保すること。 ・目標年度以降も、加工・業務用として国内実需者への販売が見込まれること。 ・県普及指導センター等からの技術、販売等の助言・指導を受けることが確実であること。 ※加工・業務用向けの品目・品種等への転換等を主としない取組 ・農産物の生産費補てん若しくは販売価格支持又は所得補てん d新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアのほか、インターネット等による販売促進を目的とした宣伝・広告 	<ul style="list-style-type: none"> 加工・業務用野菜の契約取引拡大に必要な農業用機械等、予冷・貯蔵庫等の設備のリースによる導入 事業対象品目は野菜に限る。 次に掲げる経費は補助対象外 国等の他の助成事業で現に支授を受け、又は受けられる予定となっている取組 b 加工・業務用向けの品目・品種等への転換等を主としない取組 c 農産物の生産費補てん若しくは販売価格支持又は所得補てん d 新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアのほか、インターネット等による販売促進を目的とした宣伝・広告 	<ul style="list-style-type: none"> 集出荷貯蔵施設の整備 ア、11型プラスチックパレット導入に必要な取組 イ、青果物流通拠点施設 ・対象品目は、野菜、果樹、いも類(でん粉原料用かんしょを除く。)に限る。 ・品目による面積要件あり 	<ul style="list-style-type: none"> 農産物処理加工施設の整備。 ・産地の合意形成検討会の開催、現地講習会、先進地視察等)、栽培技術の確立に向けた取組等(実証圃場での栽培試験、生産者間の勉強会)、にかかる経費 ・機械のリース(トラクター、汎用性の高いもの、中古機械は対象外) ・鉄骨ハウス等のリース、パイプハウス等の資材費 ・同種・同能力の機械等の更新は対象外 		
補助率及び補助金額上限	補助率:1/2、1/3以内(内容によってその他の補助率あり) 上限:施設の種類、品目別に設定がある。	補助率:1/2以内 上限:施設の種類、品目別に設定がある。 果樹の改植は定額	定額	ア 事業費の1／2以内。 イ 1事業実施計画当たりの事業費は20億円を上限とする。	ア 事業費の1／2以内。 イ 1事業実施計画当たりの事業費は5千万円以上20億円以下。	補助率:ハード1/2以内、ソフト定額	
目標設定	目標を2つ設定 施設の種類、品目別にメニュー表から選択する。 併せて費用対効果を算出し、効果が費用を上回る必要がある。	産地として以下のいずれかの成果目標を設定 ①生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減 ②販売額又は所得額の10%以上の増加 ③契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること ④需要減が見込まれる品目・品種から需要が見込まれる品目・品種への転換率100% ⑤輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加(新たに輸出に取り組む場合、総出荷額に占める輸出向け出荷額5%以上又は輸出向け年間出荷量10t以上) ⑥労働生産性の10%以上の向上 ⑦農業支援サービス事業体の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上すること	<ul style="list-style-type: none"> 新たに加工・業務用野菜を作付する面積を2ha以上増加させる。 ・単位面積当たりの販売額又は所得額を2%以上増加させる。 ・当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たりの労働時間を5%以上縮減する生産を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・目標設定面積の50%以上が、実需者の契約取引に基づく生産を行う。生産者が実需者を兼ねる場合は、他の実需者との契約割合が50%以上。 ・当該品目の総出荷量に占める11型プラスチックパレットを用いた出荷の割合を30ポイント以上増加する ・当該品目の出荷に係る荷待ち又は荷役時間を10%削減 	<ul style="list-style-type: none"> ・単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費(卸売手数料を除く。)を5%以上縮減する。 1から7までのうちから2つ選択(民間事業者は別途要件あり) <ul style="list-style-type: none"> 1. 基本契約締結生産者と中間事業者間の加工・業務用野菜原料取引数量10%以上増加 2. 当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合を5ポイント以上増加。 3. 総出荷量又は総出荷額に占める加工・業務用向け割合を3ポイント以上増加。 4. 当該品目の全出荷量に占める加工・業務用向け割合を5ポイント以上増加。 5. 当該品目の10a当たり収量を3%以上増加。 6. 当該品目の生産コスト(単位面積又は単位収量当たりの費用合計)又は流通コスト(単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費(卸売手数料を除く。))を5%以上縮減。 7. 当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たりの労働時間を5%以上縮減。 	<ul style="list-style-type: none"> 産地として以下の成果目標を設定 ・目標年度に新しく育成される産地規模の契約取引割合30%以上 	
配分基準	目標設定の水準によって決められたポイントを算出し、ポイントの高い事業から予算の範囲内で配分となる。	目標設定の水準、受益者数、事業内容によって決められたポイントを算出し、ポイントの高い事業から予算の範囲内で配分となる。	目標設定の水準、受益者数、事業内容によって決められたポイントを算出し、ポイントの高い事業から予算の範囲内で配分となる。	目標設定の水準、受益者数、事業内容によって決められたポイントを算出し、ポイントの高い事業から予算の範囲内で配分となる。	目標設定の水準、受益者数、事業内容によって決められたポイントを算出し、ポイントの高い事業から予算の範囲内で配分となる。	産地規模、成果目標の契約取引割合によって決められたポイントを算出し、ポイントの高い事業から予算の範囲内で配分となる。	
予算額	R4当初:125億円の内数 R5当初:120億円の内数 R6当初:120.52億円の内数	R3補正:310億円 R4補正:306億円 R5補正:310億円			R5補正:25億円	R3当初:10億円の内数 R4当初:10億円の内数 R5当初:17億円の内数	